

大学生協学業継続奨学制度（たすけあい奨学制度）

応募資格及び対象	以下のいずれにも該当する者。 (1) 香川大学に在籍している学部生、大学院生。 (2) 扶養者が死亡したため、学業継続が継続的に著しく困難である者。
補助要件・金額	10万円(一括給付、返済は不要) 扶養者が死亡してから卒業までの期間が5か月未満の場合は、1か月につき2万円の割合で給付。
応募書類配布先	財団ホームページから必要書類をダウンロードして、財団へ直接応募してください。
応募書類提出先	全国大学生協連奨学財団
願書提出期限	扶養者が亡くなられてから原則として1年以内
備考	詳細は一般財団法人全国大学生協連奨学財団ホームページ (https://www.univcoop.or.jp/syogakuzaidan/index.html)で確認してください。